

# 20世紀初頭フランス・アナキストの中絶論争 —新マルサス主義アナキズムにおけるフェミニズム問題—

見崎恵子

社会科教育講座（歴史学）

## French Anarchist Discourses on Abortion in the early 20<sup>th</sup> Century

Keiko MISAKI

Department of Social Studies (History), Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

### はじめに

人工妊娠中絶を「女性の権利」として論じることは、今ではもはや時代錯誤以外のなにものでもないだろう。21世紀のグローバリゼーションのなかで、身体が「資源化」され、世界市場で取引されるようになっている現在、「わたしの身体はわたしのもの」という考えは、古いリベラリズムどころか、「身体の自己所有」にもとづくネオリバーラルの自己責任競争論に与するものだと見なされる。「中絶の自由を、リベラリズムの概念に依拠して正当化することはフェミニズムの立場から見て適切ではない」ことを論証する山根氏の著作『産む産まないは女の権利か』（山根純佳、勁草書房、2004年）は、「権利」を主張してきたフェミニズムが間違っていたわけではないとしつつも、そのリバーリズムの限界を強く訴えている。

しかしそうも「中絶の自由」「中絶の権利」の主張は、山根氏が述べるように、リバーリズムの諸理念にもとづいて立ち上げられたというより、「『私の生き方』への決定権」（同上書、201頁）として、抵抗と反逆の混沌とした闘いのなかで発せられた主張なのではないか。リバーリズムの言語は、女性を抑圧する「国家の法」の一部をなす墮胎罪を、議会と法の枠組みにおいて廃止する局面において、不可欠の重要な武器だったのであり、第一波フェミニズム期の女性たちにとってはその武器を身につけることさえも困難な闘いであったに違いない。それでも、その苦しい闘いのなかにおいてさえ、フェミニストたちは「私の生き方」への権利を、社会と国家の変革の闘いの一部として主張しようとしていたように思われる。

筆者は、現在、20世紀初頭フランスにおいて厳しく弾圧され続けた新マルサス主義アナキズムとフェミニズムの関係を検討しているが、本論では考察をこの「中絶問題」に絞り、男女アナキスト（アナキストとは言えないが、近い活動家を含む）の中絶に関する主張のずれや対立を明らかにし、その背景にあるジェンダー

意識や社会問題意識を検討したいと思う。

### 1. 20世紀初頭フランスの「中絶問題」

フランスにおける中絶問題は、1810年刑法第317条に「墮胎罪」として組み入れられたことで、宗教道德の問題から、近代国家の犯罪・社会問題へと移し替えられた<sup>(1)</sup>。以後中絶は「重罪」とされ、それを施した者も中絶した女性も重罪院（cour d'assises）で裁かれるうことになった。しかし実際には、人知れず行われる中絶は数知れず、発覚し重罪院に事件が送られた場合もしばしば陪審員たちの「寛容」が刑の執行を抑えてきた。出産奨励主義者（pronatalist）ジャック・ベルティヨン（Jacques Bertillon, 1851–1922）はその著作のなかで、「この犯罪が頻発しているにも関わらず」、1903年において訴えられた中絶はわずか597件にすぎず、しかもこのうち刑が言い渡されたものは最終的に11件でしかなかったと、憤慨して書いている<sup>(2)</sup>。

しかし、20世紀初頭にはこのような「寛容」は許されず、中絶は単なる個人の犯罪や対処すべき社会問題以上に「国家的危機」あるいは「国家的犯罪」の問題として取りざたされるようになった。その背景にあつたのが「人口停滞 dépopulation」問題である<sup>(3)</sup>。

すでにフランスでは18世紀後半以降長期的な出生率の低下と人口の自然増加の減速が始まっていたが、第三共和政期になって、隣国ドイツの脅威が叫ばれる中、人口の停滞は大がかりな人口調査によって証拠づけられた「現実の危機」になったのである。上で挙げたベルティヨンを筆頭に、多くの人口再拡大論者（repopulateur）、出産奨励主義者が政府に働きかけ、「危機」打開の方策を提言した。このようななかで、人々の出産忌避の象徴と見なされたのが中絶の拡大であり、新マルサス主義の避妊宣伝の広がりであった。

ベルティヨンの著作の第四部「犯罪的プロパガンダ」は、この害悪をもたらす新マルサス主義運動を徹底批判し、その避妊理論はもとより「犯罪的墮胎」に関する宣伝がいかに広く悪影響を及ぼしているかを詳述し

た。同時期に出版された『犯罪的キャンペーン—中絶と新マルサス主義』なる書物は「現在、中絶は認められ確立した一大産業になっており、公道にその広告、カタログ、事務所、店舗、陳列台をもつにいたっている」として事態の深刻さに警告を発している<sup>(4)</sup>。

「人口停滞」をもたらす妊娠・出産の妨害及び中断の手段を徹底して排除し、他方で多産奨励のための諸政策（手当、税や住宅に関する優遇策等）の制定を求めるペルティヨンらの活動は、後述する1920年、1923年の避妊宣伝及び中絶禁止法、さらにはその後のヴィシー政権下の弾圧強化及び「家族主義」政策へとつながっていくことになる。

## 2. 「中絶の権利」のアナキスト的主張

1908年5月20日、革命派（労働者・アナキスト・共産主義者）の新聞『社会戦争 *La Guerre sociale*』<sup>(5)</sup>は、「中絶の権利」と題する主張を掲載した。署名は「祖国を持たぬ者 *Un Sans-Patrie*」となっている。その一部を引用しよう。

「ノール県の労働者地域で大スキャンダルだ。Tourcoing の町で、危険承知で商売をやる産婆が6人ばかり発見された。そのうちの一人は、ここ45年間、毎週2回か3回の割合で中絶を行い、何千もの子ども（anges）をたらふく食ったことになる。この地方で同様な事例が何十とあったとすれば、Tourcoing の人口は、Piot 氏を震え上がらせる割合で減ったことになろう。……」

哀れなフランスよ。これらの怪物女たちがどれほど多くの兵士をお前から奪ったことか。わが工場主たちよ、彼女らがあなたの工業の徒刑場からいかに多くの男女の奴隸を横取りしたか。聖処女よ、彼女たちがいかに多くの永遠の魂を、教会の秘蹟なしに黄泉の国へ送ったことか。

道徳、祖国、所有、宗教、そしてナルボンヌとカサブランカの大虐殺の張本人クレマンソーが言うところの神聖なる生命、これらをあのハルピュイアたちは、全く尊重しなかったのだ。……

いつか、すべての男性、すべての女性が一般教育を保障され、何世紀もの偏見が消滅して、どんな鈍い者も理解する日が来るだろう。純潔を強いることは、……飲まず食わずで生きることを宣告するのと同じ論理のものであって、道徳や名誉というものは、人間機械のあらゆる生理機能と無関係であるように、性関係とも全く関係ないものであることを。

いつかすべての子どもが母親の名を名乗る日が来るだろう。自然子も嫡出子もなくなる。そして社会がすべての母親に年少の子どもたちの生活資料を保障するだろう。……

その日まで、中絶処置の広がりに対処する唯一の方

法は、社会のあらゆる階級に、マルサス主義の実践知識を宣伝して広めることである。この知識によって、子どもをもつだけの資力と権利の枠内で、意思にのみ従って子どもを生むことができる所以である。

マルサス主義の避妊方法があまねく知れ渡るようになるまでの間、Piot 氏や Berenger 氏のようなお偉方、あらゆる偽善家、偽宗教家、愚か者たちの怒りを買おうとも、自由な精神をもつわれわれ全員の義務は、なによりも中絶の権利を強く主張することである。」

20世紀初頭フランスで、人口「危機」キャンペーンに抗して新マルサス主義運動に身を投じたのはアナキストたちであった。彼らの闘いに対する抑圧は、1906-7年頃を境に急速に強まった。中絶をめぐるスキャンダルが大きく報じられ、それに対応するかのように新マルサス主義の集会は妨害され、罰金を科され、講演者が拘禁される事件が増加した<sup>(6)</sup>。それがまたアナキストにおける抵抗を強めたのである。個人主義的アナキストの新聞『ラナルシ L'Anarchie』が1907年1月3日号に掲載したアルマンディーヌ・マエ (Armandine Mahé) の主張は次のように始まる<sup>(7)</sup>。

「つい先頃、各新聞の紙面は、産婆 Chartier 夫人が犯した「恐怖の犯罪」の詳報であふれていた。……いくつかの新聞によれば、それは今世紀最大のものとは言わないまでも、最も恐ろしい犯罪の一つだと考えてよいだろう。……憤慨するのは善良な人々に任せておいて、われわれアナキストは、現在の社会における中絶問題を検討しなければならない。」

先のノール県 Tourcoing の「堕ろし屋女 *faiseuse d'anges*」のスキャンダルについては、後述する1908年6月1日付『ラクシオン L'Action』掲載のネリー・ルセル (Nelly Roussel 1878-1922) の主張にも触れられている。

このような中絶取り締まりの強化や、元老院議員 Edme Piot ら人口再拡大論者・出産奨励主義者たちの政治活動の活発化が、新マルサス主義アナキストにおける「中絶の権利」の擁護を導いたのである。実際それは、「道徳、祖国、所有、宗教」といったブルジョワ社会の価値に対するアナキストの反逆の一部を成していた。ポール・ロバン (Paul Robin, 1837-1912) が創刊した新マルサス主義新聞『再生 *Régénération*』のスローガンの一つ「快楽用の肉体、労働用の肉体、大砲用の肉体はもうたくさんだ！ *Assez de chair à plaisir!, de chair à travail!, de chair à canon!*」<sup>(8)</sup> は、アナキストをはじめとする大多数の革命派のものでもあった。

とはいえ、アナキストの立場は決して一枚岩ではなかった。新マルサス主義それ自体を批判するアナキストにおいてはもとより、新マルサス主義を支持する者

の間でも「中絶の権利」を容認できないとする声があり、意見の対立はときには非常に激しいものとなつた。

### 3. 危険すぎる悪弊か、それとも必要悪か

1906年12月31日-1907年1月6日号のアナキスト新聞『ル・リベルテール *Le Libertaire*』は「Populo（大衆）」なる署名入りの記事「中絶の実施はわれわれの生活習慣として容認されるべきか」を発表した。Populoは「中絶は人民にとって、その将来及び健康という観点から見て、有益なものかどうか」という問い合わせ立てた上で、次のように述べる。

「もはや子どもをもたなくなつた人民は、これによつて重荷のある部分を軽減することができる。物質的な状況が改善されるのは確かである。しかしすべてのメダルには裏側がある。人生は永遠ではない。年が経つ毎に人は歳を重ね、体力が弱る。……雇い主にとって労働者は自らの利益のために操作すべき道具にすぎず、……労働者の体力がなくなれば彼らをお払い箱にする。もしフランス人労働者がいなければ、外国人労働者を、必要ならば中国人を求めるだろう。こうなつたとき、助けてくれる子どももいない衰れな老人は、一体どうなるのか。どうにもならないだろう。」

さらに「健康」という観点で、中絶の危険性を強調し、女性の生殖「器官に与えられたあらゆる損傷は、たとえどんなに小さいものでも、女性の脳にまで影響を及ぼし、必然的に多かれ少なかれ女性の生活を、またそれに対応してその伴侶の生活を変えてしまうだろう。」と述べて、次のように中絶を否定する。

「中絶の実施は労働者の境遇を何一つ改善するものではなく、健康に重大な被害を与えるものでしかない。それゆえに、それがどのような形であったとしても、当然実施されるべきではない。われわれは別の方へ考えるべきなのである。」

このPopuloの主張に対して、同じ『ル・リベルテール』は1907年1月13-20日号、さらに1月20-27日号に反論を掲載した。前者Z. A. Xのイニシャルで書かれた主張は、Populoを「人口増加がないことに悩むPiot氏や他の愛国奴に相応しい議論を、手当たり次第に寄せ集めた」と非難し、次号のMauricus（本名 Maurice Vandamme 1886-1974）も「Populoは明らかにアナキストではない。われわれアナキストの理論に何の関係もないことを冗漫に書いている。」と手厳しい。

批判点の一つは、中絶の危険の強調にある。もちろん有害な影響があること、とくに医学的知識に「無知な者が実施するときや、時期が遅すぎるとき（妊娠5,

6ヶ月）には中絶は危険である」ことは認められている。しかし「そうでなければ、それはごく簡単な処置である」と Mauricus は言う。「Populo はあらゆる政治屋、支配者、ブルジョワたちと同じように中絶の危険性を誇張」している。「恐怖の中絶とは、すべての主人たちが大衆に対して繰り返し流布する嘘にすぎない」のに、それに踊らされて「Piotたちのために、祖国、あるいは道徳のために、苦惱を承知の上で再生産という恐ろしい行為を行なうのか？」。答えはもちろん「否」である。加えて、「繰り返される妊娠・出産がもたらす影響も、同様に深刻である」と指摘する。

もう一つの批判・対立点は、少子・子無しであることが労働者にとってもつ意味である。ここでは Z. A. X. と Mauricus との間に立場の微妙な違いがある。

Z. A. X. は中絶を「国民問題」とする Populo を非難し「関係のカップルに関わる問題にすぎない」と述べつつも、子沢山の労働者家族の悲惨さや崩壊を例に挙げ、「闘争に最もよく耐えるのは、子どものいない労働者である」「ストライキや失業、あるいは病気のとき、このような労働者の方が抵抗する力をもっている」ことを強調する。とくに労働者の老後問題については、「必要ならばあなた自身が組合を作つて、あるいは個人的に節約して、退職後に備えればいい。老後にあなたを養う義務を背負わせるために、子どもなどつくるな！」と憤慨している。

他方の Mauricus は、徹底した個人主義的アナキストの考え方を提示している。「予防は治療より良い」として避妊手段の利用を推奨しているが、産児制限を社会革命に結びつけることに対しては、Mauricus は懷疑的であり、個人の自由の問題として新マルサス主義を受け入れるだけである<sup>(9)</sup>。

「われわれにとってなによりも重要なことは、生きることである。明日がどうなるかはどうでもよい。大事なのは今日である。われわれは生きること、あえて言えばできるだけ喜びは多く不幸は少なく生きることを望んでいる。

……社会的慣習が自ら全的発達を遂げるのに不適切だと分かれば、その慣習を破壊する覚悟をもちつても、自分が滅びてしまわないためには、それらに適応せざるをえない。われわれがアナキスト的生活を送ることは不可能だと思う。ゆえにわれわれは同時に二つの課題に取り組まなければならない。一つは現行の社会的均衡を遅かれ早かれ変化させるための理論の発展という課題、そしてもう一つが個人的生活である。われわれはできる限りアナキスト的な生活を送ろうとするが、アナキスト的でない、反アナキスト的な多くの実践を強いられる。

このような理由において、私は今日、中絶の実施が論理的・合理的なものであるか否かに思い悩むことは

ない。私がそれを検討するすれば、直近の日常的な諸関係においてのみである。10年後にあるいは2万年後に、人間の数が過剰であろうと不足しようと、それに悩みはしない。それは私にとって遠すぎる話である。

私は、中絶の問題が、進歩発展にとって有益かどうかを問うべき社会問題であるとは考えない。それは純粹に個人的問題である。

この点で、Populo とは反対に、中絶は信用のおける補助手段だと私は考えている。……

結論として言えば、中絶にまで至らないのが望ましいとはいえる、われわれは法やモラルがどうであろうと、われわれの身体の主人であり続ける。そして中絶の実施がわれわれの日常慣行として認められようがなかろうが、それはわれわれの過失、すなわち不愉快な精子を移動してきた卵子と気まぐれに結びつけてしまう過失に対して、常に一つの助けでありうるだろう。」

Mauricus は、「中絶の権利」という言葉を用いないものの、自らの身体に対する個人の権利として中絶を考えている。それゆえ中絶は「望ましい」ものではないにしても、必要な手段なのである。

このような1907年初頭の『ル・リベルテール』上の議論は、先に挙げたような弾圧強化に対するアナキストの抵抗のなかで、「中絶の権利」擁護へと発展したと言ってよいだろう。もっともこの用語を掲げた記事が以後の『ル・リベルテール』に現れているわけではない。しかし、弾圧が新マルサス主義を狙って強化されたことから、同紙は1908年11月、新マルサス主義擁護の主張を掲載することを表明し、翌12月から Bloc-note Néo-Malthusien というコラムを連載することになる<sup>(10)</sup>。

#### 4. アナキストは中絶を望まない

1911年春、中絶をめぐるアナキストの議論が再燃した。個人主義的アナキストを中心に多様な潮流のアナキストを集める『ル・リベルテール』に対して、無産主義的共産主義（アナキスト・コミニズム）を主張する『新時代 Les Temps Nouveaux』紙は、新マルサス主義を否定する立場にあったが、3月4日付号第一面に「『中絶の権利』なるもの」を掲載して中絶擁護のアナキストを激しく攻撃した。

署名は「X博士」で、「現在アナキスト新聞が中絶の権利を議論し、熱心に擁護しているが、16年間医療を遂行してきた医者として、この問題について意見を述べたい。」と書き出し、中絶がもたらす深刻な危険を強調しながら訴える。

「人類の名において、同志たちよ、たとえどのような動機からであれ、決して中絶を勧めてはならない。

この恐ろしい処置を、ほんのわずかなもうけのために日常的に行っている医者や産婆たちを、決して正当化してはならない。それは自殺を勧めるのに等しいことである。」

さらに中絶と嬰児殺しは通底していることを次のように指摘する。

「母親の胎内にいる数ヶ月の胎児の殺害を認めておいて、生まれたばかりの嬰児殺しを認めないとすることがなぜできるのか。現実には、前者の場合、子どもが死ぬのを目で見ないがゆえに、認めるのだと思う。しかしそれはあたかもカーテンの影に隠れて見えない殺人を正当化するようなものである。」

それゆえアナキストは中絶の権利などを主張すべきではないと X博士は結論する。

「ブルジョワ社会が多くの女性に強い痛ましい必要悪として、中絶が行われることを黙認しよう。が、しかし決してそれを推奨しないように。……それはご都合主義のアナキズムであり、アナキズム運動をあらぬ方向に逸らしてしまうことである。われわれは、無力で危険な補正策である中絶を擁護するのではなく、不幸の原因を取り除き、社会の再構築に貢献しようではないか。」

このXに全面的に賛同してミシェル・プチ (Michel Petit, 本名 Duchemin Ed. 1871-1914) が次号3月11日付に、さらにマルク・ピエロー (Marc Pierrot 1871-1950) が4月1日付に主張を寄せている。ピエローに見られる唯一の異論は、Xが中絶を殺人と同一視する論理に対してである。「この論理を突き詰めれば、性交を止めることも犯罪になる」に違いないからである。さらに母体の危険に際しての医学上の処置も禁止することになると指摘し、この点での再考を求めている。

新マルサス主義者への批判も鋭く、「子沢山を恐れるのはプチ・ブル」「革命家の仮面を被った臆病者」と断罪し、「必要なのは反逆の教えを説くことであって、現在の社会条件への適応を説くことではない。」と個人主義的アナキストを非難する。

これらX及びプチ、ピエローらの議論でとりわけ目をひくのが「女性」への言及、訴えである。

「母性それ自体は喜びであり、人間生命の頂点であって、人生に意味を与えるものである。それを擁護し、社会を組織し直して、母性を可能に、幸福なものにしようではないか。」(X)

「合法的に母になる権利のない女性において、妊娠は、当初は破局のように見えるが、最終的にはほとんどの場合幸福に終わる。反対に中絶は、非常に簡単な行為で苦しい状況をたちまち完全に解決できると思われるが、多くの場合取り返しのつかない本当の破局をもたらすのである。」(M. Petit)

「子どもへの愛情は実際に人生に意味を与える。多くの場合、女性を人生につなぎ止め、その活動に目標を与える唯一のものが子どもである。男性の愛情をいつも当てにするわけにはいかないので対して、子どもは彼女の手元に残り、その最良の部分となるのである。……女性たちよ、中絶などしないように！」(M. Pierrot)

中絶は女性にとって極めて危険なもので、「中絶の権利」の主張は、女性の喜びであり人生の意義である母性を女性から奪うものだとする議論は、同じ『新時代』に寄稿した女性アナキスト、マドレーヌ・ヴエルネ (Madeleine Vernet 1878-1949) によりさらに展開される。

## 5. むしろ「母性の権利」を

ヴエルネは、1907年に冊子『自由恋愛 *L'amour libre*』を出版し、『ル・リベルテール』にも『新時代』にも寄稿しながら、孤児院 l'Avenir social を創設・運営した数少ない女性アナキストの一人である。このヴエルネが『新時代』1911年4月1日号に「相変わらず中絶について」と題する書簡を寄せている。

### 「同志の皆さん

私は『新時代』が「中絶の権利」に関する他紙の常軌を逸した無分別な熱狂に与していないことを喜ばしく思う。

この問題について私が気になっていることは、この問題を議論する一批判であれ賛同であれーのがいつも男性たちで、ほとんど女性が加わっていないことである。しかしこれはすぐれて女性の問題である。……

中絶の権利を議論するのは、他でもない母親たちであるべきだと思う。」

ヴエルネは男性アナキストたちが中絶問題を「他人事」として論じているのではないかと危惧している。すでに触れたアルマンディース・マエの『ラナルシー』掲載の主張でも、「自覚的な女性だけが、自ら生み出す命に責任をもつことができる。男性は全くそれに関心をもたないだろう。われわれ女性同志の間で、できるだけ避妊手段を広めよう。」と男性同志への不信感を示していた。しかし、ヴエルネにおいてはこの不信感は確信となっており、中絶問題に見られるアナキス

トのセクシズムを、いくつも事例を挙げながら指摘している。

「夫婦になっている同志二人が、一人息子を連れて私に会いに来た。……夫は絶対に二人はいると言った。妻の方は、そうならないよう注意しています、と言い、夫の方は、もし万が一過失が起こってしまったなら、……中絶に頼ることに決めている、と付け加えた。妻は何も言わなかったが、彼女の目は一瞬悲しみで曇った。……「中絶に頼ることに決めている」夫を、あなた方は一体どう思われるだろうか。

昨年の夏、3人の子もちの父親である別の同志、それと他の二人の同志と一緒に、子沢山の家族の大変さについて話をした。……この同志（父親）が言った。避妊手段だって？ まともに考えるもんじゃないよ。本当の避妊というのは、中絶さ。息子たちが大きくなったら、絶対それを伝えようと決めているんだ。……

……ある同志は、怒ったりなだめすかしたりして、妊娠4ヶ月半の妻に中絶を決心させた顛末を話してくれた。彼自身が施術者だった。どんな条件の下でどんな風にそれをやったかを、私に話した。おぞましくて、とうてい書くことはできない。」

男女個人の自由を謳い、女性同志とユニオン・リーグを実践する男性アナキストたちにおける「中絶の権利」の主張が実際には何をもたらすのか、「それは男性のエゴイズムをさらに拡大することであり、それだけである。」とヴエルネは断言する。「中絶を当てにして無分別に性的快楽に身をゆだねることは、女性の健康を、その命さえももてあそぶことである。」「女性の生は悲惨さと悲しみに満ちている。中絶はそれにもう一つ悲惨さと悲しみを付け加えることでしかない。」と、男性アナキストの中絶擁護を強く非難したヴエルネは、次のように主張する。

「私は中絶を禁じるべきだと言っているわけではない。中絶した女性は、その原因が何であれ、それを余儀なくされることで十分不幸である。誰も彼女を断罪する権利などない。」

しかし、よりよい未来において、濃密で美しい人生を要求している私たちは、「中絶の権利」に反対して「母性の権利」を主張しよう。女性は母となる権利をもつ。母となることは力であり、深い喜びである。食べ物を与え、愛撫し、自ら成長するのが感じられる小さな存在を保護し、さらにその心や脳、知的な能力を教育し発展させ、そして自ら授かったと同様の道徳的な生をその子に与える、こういった多様な役割を果たすなかで感じる喜びである。」

アナキストの務めは、このような母親の幸福を保障する社会に向けて活動することだと考えるヴェルネは、第一次世界大戦時には母親たちの平和運動を創設し、大戦後もアナキストとして様々な平和・反戦運動に参加した。彼女の母性の強調は、セバスティアン・フォール (Sébastien Faure 1858-1942) の『アナキズム百科事典 Encyclopédie anarchiste』(1934年出版) に「母性愛は、神のように永遠のものであり、それゆえ神と同じように忍耐強い……それは唯一の愛であり、あらゆる愛と生の源である」とまで記すほど強固なものになる<sup>(11)</sup>。自らの子育て、及び運営する孤児院での養育経験が、ヴェルネをまさに「母性主義アナキスト」へと成長させたのであろう。ここではもはや女性の「中絶の権利」要求など、論外ということになる。

## 6. 「自由な母性」と「中絶の権利」

以上のような中絶論争に、フェミニズムの視点を持ち込んだのがネリー・ルセルとマドレーヌ・ペルティエ (Madeleine Pelletier 1874-1939) である。彼女たちは、アナキストとして括ることはできないものの、『ル・リベルテール』に寄稿し S. フォールとつながりをもち、なによりも新マルサス主義運動に積極的に寄与した。

ルセルは300以上の集会の講師を務め、200あまりの主張文を発表するなど、当時最もよく知られた女性新マルサス主義者である。彼女は、自らの妊娠・出産の経験をもとに、当時支配的な「母性神話」、すなわち女性の役割や喜び・尊厳は母性にのみあるとする見方を激しく非難した。「誰も母性を強制する権利はない。ちょうど誰もそれを禁止する権利はないように。」と女性の選択権を強調する。この「自由な母性」は、「すべての女性が自らの運命を自らで選択すること」の基本だった<sup>(12)</sup>。「女性のみが女性の身体の主人である。母になるかならないか、そしていつなるのかを決めるのはその女性であって、決して他の誰でもない。ここで問題となっているのは、最も絶対的でかつ最も神聖な権利である個人の権利なのである」<sup>(13)</sup>。それゆえルセルは、1908年6月1日付『ラクシオン』掲載の「刑法第317条」と題する記事で、この条文を「常軌を逸したおぞましい条項」と呼び、その廃止を訴える<sup>(14)</sup>。

「中絶を処罰する第317条自体が、以下の3つの理由——その一つだけで十分である——で、すべての自由な人間から断罪される。まず、それが役に立たないこと、次にそれが危険であること、最後にそれが不正であること。

役立たずというのは、実際、ほんの一握りのケースだけしか法権力の知るところとはならぬ、どんな過酷な施策も、どんな厳格な懲罰も「悪弊」を阻むことに成功していないからである。

危険というのは、ちゃんとした処置を行う資格をもつ人々の世話を補助を、患者から奪うからである。そして、闇の中絶が行われる嘆かわしい状況こそが、中絶の忌むべき結果を引き起こしているからである。

不正であるというのは、社会が「犯罪」だとし、またそれとして罰する行為は、ほとんど常に社会の側に直接の責任があるからである。」

とはいえた堕胎罪撤廃の主張は、ルセルにおいて明示的に「中絶の権利」とは結びついていない。この点でルセルの態度は曖昧である。1903年には「胎児は女性の身体の一部であり、暴政でもない限り、女性が髪の毛や爪、尿や排泄物についてと同様、胎児についても自由にすることを妨げられてはならない。」と書いて、中絶を個人の身体についての自由として論じており、これがその後もしばしば出産奨励主義者によってスキヤンダルとして引用された<sup>(15)</sup>。しかし、1908年4月24日付『ラクシオン』掲載の『肉体の権利』再論には次のように書いている。

「あえて繰り返す必要があるだろうか。われわれは中絶を「劇薬」、極端な手段でしかないと思っている。それに頼らざるをえなくなるのは残念なことであり、われわれはまさに中絶を無用のものにするためにこそ努力を傾けているのである。」

このような主張はルセルだけのものではなく、多くの新マルサス主義者のものでもあった。先に述べた1911年春の『新時代』による批判を受けて、『ル・リベルテール』4月8日付は、再び中絶に関する主張を掲載したが、ギシャール (Guichard) は「アナキズムの理想は中絶でも極端な新マルサス主義でもない。そのいずれもが社会変革の手段ではありえない。」として、『新時代』の批判をかわしている。さらに同日付掲載の「性的の自由」のなかで、エジェーヌ・ペロネ (Eugène Péronnet 1885-1976) は「われわれアナキストが中絶主義者だって? 同志たちはとんでもない思い違いをしている。」と書いて、次のように立場を明確にしている。

「……われわれが原則的に中絶実施の支持者であるなどと、一体どうして考えられるのだろう。たとえ女性が自ら望む場合であっても、われわれが女性に中絶することを気軽に勧めるなどありうるだろうか。」

われわれは決してそのような主張はしてきていない。中絶が恐ろしい結果をもたらしうること、女性が必ずしも中絶後に無傷ではありえないことを十分に知っているのだから。われわれはそれどころか、はっきりと真剣に中絶に反対している。……

妊娠を避ける方法を研究し実行することで、中絶に頼らなくて済む。あえて言えば、この方法で効果的に

中絶と闘っているのは、まさにわれわれだけなのである。」

このような『ル・リベルテール』の主張のある種の「後退」は、まさにこの時期、新マルサス主義者を取り締まる法案が議会で議論され始めていたためかもしれない。加えてルセルにとっては、多くの稳健なフェミニストたちへの配慮が必要だったことも影響しているだろう。実際、最大のフェミニスト団体「フランス女性全国評議会」(CNFF)は、1911年11月結成の「中絶犯罪に反対する女性同盟」をリードし、「議会が、この犯罪を軽犯罪化して取り締まり、新マルサス主義宣伝を罰する法案を急いで裁決して欲しい」という請願を元老院に提出している<sup>(16)</sup>。

他方、ルセルの躊躇とは対照的に、ペルティエの「中絶の権利」の主張は一貫していた。彼女は嬰児殺しと中絶とを峻別し、「嬰児殺しについては、たとえ罪が弁解の余地のあるものだとしても、罪が犯されたことは事実なので、問題は慈悲を示すかどうかだけなのである。それに対して中絶については、刑を減ずるための情状を申し立てる必要などまったくない。中絶は女性の権利なのであるから、女性は公然と中絶したことを見ればよい。」と明快に述べる。ルセルが初期に述べたように、中絶を法で禁止することは、女性の身体についての譲り渡すことのできない権利を侵害するものであった<sup>(17)</sup>。

「妊娠した女性は、二人の人間ではない。ただ一人である。女性は、自分の髪を切り、爪を切り、減量したり体重を増やしたりする権利をもつと同じように、中絶する権利をもつ。われわれの自分の身体にたいする権利は、自殺にいたるまで、絶対である。」

ペルティエにおいては、「母性」は今まで「ほとんどいつも女性の意思に反して強制され」てきたものである。「女性の存在理由は唯一人間（男性）を産み出すことにある<sup>(18)</sup>」とされ、女性が個人として自由で独立した生を生きることは認められなかった。「女性の劣位をもたらす重要な原因は、母親となることである。……多くの場合、母親になることは身体と精神をすり減らす。……それゆえに、自分の人生を生きたいと思う女性は、母親になることを制限しなければならない。再生産は、ある意味自然が私たちに仕掛けた不幸な役回りであり、……また資本家が私たち女性を陥れる下劣なわなもある。彼らは屠殺場に連れて行くために子を産むことを命じるのである<sup>(19)</sup>。」と述べている。ペルティエにとって女性解放は、強いられた母性からの解放でなければならないのであり、自由は男性のエゴイズムだけでなく国家と資本家を相手に勝ち取るべきものであった。「中絶の権利」なしに女性解

放はありえなかつたのである。

とはいって、医者として現実に中絶の場を知るペルティエは、女性たちの知識と自覚とが不可欠であることを十分承知していた。

「ここで重視すべきなのは、中絶の時期についてである。……時期で言えば、妊娠6ヶ月での中絶は、醜悪なものである。取り出された胎児は生命のしるしを示しており、息をして動き、声さえ出す。それは生きている。もちろん数時間のことにはすぎないが、それでもこの状態での中絶は、すでに嬰児殺しの様相を呈している。女性は十分分別をもって、妊娠が生じた当初から、自分が母親になりたいのかなりたくないのかを判断するべきである。」

『ル・リベルテール』において、第一次世界大戦以後も、唯一女性として新マルサス主義の価値と「中絶の権利」を主張し続けたペルティエは、1939年、中絶実施の嫌疑による訴追と精神病院への幽閉という悲劇的な最後を迎えることになる。

## 7. 「極悪法」の成立

中絶及び新マルサス主義の取り締まり強化を求める声は、第一次世界大戦による人口の大きな損失をきっかけに急速に拡大し、ついに1920年7月31日法が公布される。それはいかなる方法によってであれ「中絶の罪を教唆した者は、たとえその教唆が結果をもたらさなかった場合にも」禁固と罰金に処されること（第一条）、中絶のための道具や薬物などを「販売ないし配布した者は、……これら中絶手段として提供したいかなる物も、実際には中絶を実現するに適していない場合であっても」同じ刑に処されること（第二条）、さらに「避妊を目的として、妊娠を防ぐために適した方法を記述し、漏洩し、あるいは教えることを提案した者」にも禁固と罰金が科されること（第三条）を定めている<sup>(20)</sup>。

「とうとうやられてしまった！われわれは口を封じられたのである。「われわれ」とはすなわち新マルサス主義者であり、自覚的母性の支持者である。……「極悪法」の裁決が、驚くことに、議会で7月23日に行われたのである。……われわれの議会、男性のそしてブルジョワの議会がいかなる心をもっているのか思い知らされる……。」

ネリー・ルセルはフェミニスト新聞『女性の声 La Voix des femmes』に「新たに『極悪法』」を書いて、この法の可決を非難した（1920年9月9日付）。

さらにこの1920年法に加えて、1923年3月27日法が、墮胎罪を「重罪院」から「軽罪裁判所 tribunal cor-

rectionnel」へと移管し、処罰を容易にした。以後、1920年法の処罰を重くし、適用範囲を拡大する1939年「家族法典 Code de la famille」が成立し、その結果40年代にかけて墮胎罪の検挙及び処罰は急増した<sup>(21)</sup>。1943年、中絶を処置していたマリールイーズ・ジロー（Marie-Louise Giraud）がギロチン刑に処せられたのは、「国民の敵」たちへの見せしめであった<sup>(22)</sup>。

このような弾圧強化のなかで、新マルサス主義アナキストは怖じ気づき沈黙してしまったのか。1920年法が元老院で議論され始めた1913年はじめ、『ル・リベルテール』は2月14日付と3月8日付で「元老院と中絶」を掲載して、これを強く非難した。執筆者のジョゼ・ランデ（José Landès）は、この法律の意図を次のように言い表している。

「女性たちよ、……度重なる妊娠を避ける権利など、もうすぐなくなるのだ。避妊方法を使う権利はもうないのだ。法はあなた方の敵である。それは男性の法、強者の法である。あなた方が弱者であるとすれば、ご愁傷様！あなた方はさかりのついたオスの気まぐれに服従しなければならない。……女性たちよ、知るがいい。あなたの体はあなたのものではないのである。」

「中絶主義者」ではないとしながらも、アナキストは、国家の法が階級の法であると同時に男性という強者の法であること、中絶問題が女性の身体に対する国家と男性の支配の問題であることを明確に認識していたのである。

しかし、1920年法以後『ル・リベルテール』で新マルサス主義や中絶を明示的に論じる記事は、マドレーヌ・ペルティエの寄稿以外、ほとんど見られなくなる。第一次世界大戦を機に『ラナルシー』は消滅し、『レ・タン・ヌヴォー』も20年代初頭に廃刊する。ソビエトロシアにおけるアナキストの弾圧・排斥、それをめぐる同志の離反、組織上の対立等、アナキズム自体が困難な状況にあった。一方新マルサス主義は、国際的な「性改革」運動への参加を軸に、アナキストとは一定距離を置きつつ、困難ながらも運動を維持していく<sup>(23)</sup>。それでも『ル・リベルテール』は1930年10月4日付で「中絶の権利？いや義務である」と題する記事に、二人の新マルサス主義者の報告を他紙より再録して、次のように述べている。

「われわれは常に女性の中絶の権利を主張してきた。意思による出産の制限が、悲惨、失業、戦争に対する最良の対処法であるとわれわれは考えている。

しかしながら、この理論の発展のために、多くのわれわれの仲間が法の鉄槌の犠牲となった。

ゆえに、以下の2つの記事を再録できることは、われわれにとって大きな喜びである。もしアナキストが

これを書き、アナキスト組織が出版したならば、その著者には数ヶ月の禁固刑が科されたに違いないからである。

われわれはこれらの文章の内容に全面的に賛同する。さらにこれらがまさに事実であることを確信していると宣言する。実際フランスにおいて、意図的な墮胎が一度も生じたことのない家族など、一つもないと言って過言ではないだろう。

女性のみが自らの身体の唯一の主人でなければならぬ。子どもが少なければ少ないほど、女性は苦痛の鎖から解放されるであろう。

読者諸氏がこの2つの記事をじっくり読むこと、そして伴侶にも伝えてくれることを願う。なぜなら奴隸を解放することは良いことであるが、新たに奴隸をつくり出さないことはもっと良いことなのであるから。」

### おわりに

20世紀初頭の新マルサス主義アナキストたちは、避妊・中絶問題を、男性による女性支配と国家・資本家による個人的自由の簒奪の交錯点においてとらえようとした。もともとフランスにおいて新マルサス主義を確立したポール・ロパン自身が、「女性の権利」を掲げており、彼の女性解放の視点は多かれ少なかれ新マルサス主義アナキストたちに引き継がれたからである。これに参加したルセルやペルティエらのラディカル派フェミニストは、この流れの中で中絶問題を女性が自らの運命を決する権利、自らの身体に対する自由として論じようとした。

「中絶の権利」は、女性の身体と生を「強者の法」によって抑圧・搾取する社会体制への「抵抗」「反逆」として主張された。「所有」の論理でとらえられるブルジョワ的「権利」の枠組みで、アナキストが「中絶の権利」を要求することはありえなかった。なぜならアナキストにおいて「所有とは盗み」であったのだから。それはブルジョワ的権利からの自由の主張であり、ペルティエらフェミニストにとっては男性にも国家にも資本家にも「所有」されない性と生を回復する権利であった。だからこそ、彼らの中絶論争、より広くは新マルサス主義をめぐる論争は、現行の国家による権利の保障というレベルではなく、社会革命の枠組みで（少なくともそれを展望して）展開されたのである。

もちろん20世紀初頭のこうした論争は、時代的制約はもとより、アナキズムを含む社会革命理論全体におけるジェンダー視点の欠如のなかで、なんら実を結ぶことなく消え去った。中絶問題が再び「女性の権利」として議論されるようになるには、1970年代を待たねばならなかった。そしてこのとき、これが再度社会革命の議論とどのように関連していたのか、いなかつたのか、これは改めて問うべき問題である。

さらに、社会革命の観点では、今回の中絶論争の検討を、女性の性と生を切り詰める家族制度・労働制度の視点、ナショナリズムや人種、「優生」問題などと関連させて改めて検討する必要があると考える。

## 註

- (1) 刑法317条は次のようにになっている。「食物、飲物、薬剤、暴力その他の手段を用いて、妊娠している女性に中絶を行う者は誰でも、その女性の同意があろうとなかろうと、禁固重労働の刑に処する。自らに中絶を施した女性、もしくはこのために指示ないし処方された方法を用いることに同意した女性は、実際に実行した場合には、同等の刑を宣告される。これらの方針を指示もしくは処置した医者、外科医及び他の保健官は、実際に中絶がなされた場合には、強制労働有期刑に処する。」
- (2) Jacques Bertillon, *La Dépopulation de la France: ses conséquences, ses causes, mesures à prendre pour la combattre*, Félix Alcan, 1911, p. 242.
- (3) この時期の人口停滞論争については、河合務「フランス第三共和政期における人口問題と家族思想—ポール・ストロスを中心として—」鳥取大学地域学部紀要『地域学論集』第2巻第2号(2005), 229-242頁などで触れられている。
- (4) Jeanne Leroy-Allais, *Une Campagne criminelle. Avortement et Néomalthusianisme*, Paris Maloine, Editeur, 1909, p. 24.
- (5) Raoul Vilette (présentation), *La Guerre sociale. Un journal "contre" La période héroïque: 1906-1911, les nuits rouges*, 1999, pp. 312-315.
- (6) 出産奨励主義者たちの活動の拡大、新マルサス主義取り締まり強化については、Jean-Yves Le Naour et Catherine Valenti, *Histoire de l'avortement XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, Editions du Seuil, 2003, pp. 104-106, Francis Ronsin, *La Grève des ventres. Propagande néo-malthusienne et baisse de la natalité en France (XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle)*, Paris, Aubier, 1980, pp. 137-140.
- (7) このマエの記事にある産婆は、正しくは Léonie Charretier で、「ティクトヌ通りの食人鬼」の異名をもち、1500回もの中絶を実施したという。René Le Mée, *Une affaire de «faiseuses d'anges» à la fin du XIX<sup>e</sup> siècle, Ecole des hautes études en sciences sociales, Denatalité: l'antériorité française 1800-1914*, p. 172の註14に詳しい。
- なお『ラナルシー』の他、『ル・リベルテール』『新時代』各紙はマイクロフィルムから訳出した。
- (8) Francis Ronsin, *La Grève des ventres*, p. 73掲載の同新聞によるステッカーの中から訳出。
- (9) Mauricis は『ラナルシー』紙にも新マルサス主義について何度か寄稿しているが、そこでは「労働者にとっての意義」をも論じており、主張は一貫しない。
- (10) ポール・ロバンは自らの新聞・組織を他の活動家に奪われ、『リベルテール』で批判を掲載、これを支持して同紙は翌1909年末頃までこのコラムを掲載する。
- (11) *Encyclopédie anarchiste*, 4 v., Librairie internationale, 1934, で「母 mère」の項目をヴェルネが担当した。ヴェルネについては、Geneviève Fraisse, *Les femmes et leur histoire*, Gallimard, 1998, pp. 484-502.
- 『アナキズム百科事典』に関する訳出は、拙稿「S. フォール『ア
- ナキズム百科事典』とM.ペルティエ～20世紀初頭フランスにおけるアナキズムとフェミニズムの接点をめぐって～』『愛知教育大学研究報告人文・社会科学編』第54号(2005年), 127-135頁も参照されたい。
- (12) Nelly Roussel, *Amour féconde, amour stérile, Régénération* 1903年1月号。Jean-Yves Le Naour et Catherine Valenti, *Histoire de l'avortement*, p. 68より引用。
- (13) ルセルのこの演説は、以下のアンソロジーに英訳で掲載されている。Waelti-Walters, J. and Hause, S.C. (ed.), *Feminisms of the Belle Epoque. A Historical and Literary Anthology*, University of Nebraska Press, 1994, pp. 242-250. 訳出文は、その248頁にある。
- (14) 『ラクシオン』掲載のルセルの主張は、「刑法第317条」も「肉体の権利」再論も次の著作に収録されている。Nelly Roussel, *Quelques lances rompues pour nos libertés*, Paris, V. Giard & E. Brière, 1910.
- (15) *Régénération* の1903年1月号。Jean-Yves Le Naour et Catherine Valenti, *Histoire de l'avortement*, p. 68より引用。
- (16) Francis Ronsin, *La Grève des ventres*, p. 162.
- (17) Madeleine Pelletier, *Pour l'abrogation de l'article 317. Le Droit à l'avortement*, 2e édition, édition du Malthusien, 1913. これは Madeleine Pelletier: *L'éducation féministe des filles* (Preface et notes Maignen, C.), Syros, 1978に再録されている。なおペルティエの生涯については拙稿「M・ペルティエ (M. Pelletier)における個人主義と女性参政権の主張～第一波フランス・フェミニズムのなかの『過激分子』～」財団法人東海ジェンダー研究所『ジェンダー研究』第3号(2000年), 41-54頁等を参照されたい。
- (18) *Encyclopédie anarchiste* の「母性 maternité」の項。
- (19) Madeleine Pelletier, *La Libération de la femme, Le Libertaire*, 1919年10月26号。
- (20) Francis Ronsin, *La Grève des ventres*, pp. 146-147にこの1920年法の全文が掲載されている。
- (21) Cyril Olivier, Du «crime contre la race». L'avortement dans la France de la Révolution Nationale, Christine Bard et.al. (dir.), *Femmes et justice pénale XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècles*, Presses Universitaires de Rennes, 2002, pp. 253-264.
- (22) この処刑については Jean-Yves Le Naour et Catherine Valenti, *Histoire de l'avortement*, pp. 197-198参照。また、次の文献にも詳しい。Xavière Gauthier, *Naissance d'une liberté. Avortement, contraception: Le grand combat des femmes au XX<sup>e</sup> siècle*, Robert Laffont, 2002, pp. 48-53. この女性の処刑までを描いた映画『主婦マリーがしたこと Une affaire des femmes』(監督 Claude Chabrol, 1988年制作)は、日本でも上映された。
- (23) 1920年代から30年代、逮捕や拘留など弾圧を受けつつ新マルサス主義を掲げて闘ったのは、ウジェーヌ・アンベール (Eugène Humbert 1870-1944) とジャンヌ・アンベール (Jeanne Humbert 1890-1986) のカップルである。彼らの活動の軌跡は、オランダの国際社会史研究所 (International Institute of Social History) が Eugène Humbert/Henriette Jeanne Humbert-Rigaudin Papers として、資料を集めている。書簡や日記、彼らが発行した新聞 *Génération Consciente* (1908-1914), *La Grande Réforme* (1931-1939) 等の関連資料があり、これに関する解説が Web 上に公開されている。

(2008年9月16日受理)